

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 平成28年度における業務の概況

(1) DV、ストーカー及び児童虐待の被害者を対象とする法律相談業務の開始に向けて

平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、特定侵害行為（配偶者からの暴力、つきまと
い等及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象にした法律相談援助業務が追加された。

改正法の施行により、特定侵害行為の被害者には、資力を問わずに、被害の防止に関して必要な法律
相談を実施することができる（ただし、一定の資力がある場合には法律相談費用の負担を求める。）こと
となるため、法テラスでは、対象となる方が利用しやすい制度となるよう、弁護士会や警察等関係機関
との協議を更に深めるなど、施行に向けた準備に取り組んでいる。

特に、関係省庁の課長等が集まる会議の場を利用した制度説明や、警察を含めた被害者支援連絡協議
会等への積極的な参加等、関係機関との連携強化を図るよう努めた。

(2) 犯罪被害者支援業務の充実

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法等の要請を受け、犯罪被害者に対する法
的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者
支援業務の体制を整備してきた。支援に関する法制度や関係機関の情報提供、犯罪被害者支援の経験や
理解のある弁護士（精通弁護士）紹介を業務開始当初から実施しているほか、平成20年12月からは刑
事裁判に参加する被害者等に弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、
平成25年12月からは被害者参加人への旅費等支給など、支援業務を徐々に拡充させ、利用も増加して
いる。また、日本弁護士連合会、各地の弁護士会の協力により、精通弁護士数、被害者参加弁護士契約
弁護士数は共に増加傾向である。

このうち、平成25年12月から開始した被害者参加人への旅費等支給業務では裁判所等と密接に連携
しながら、平成28年度に請求された2,912件につき、受理からおおむね2週間以内に支給を行うなど、
迅速かつ適切な業務の遂行に努めた。同年度の被害者参加人への旅費等支給額は計205万2355円で
あった。

(3) 研修等の実施

職員研修では、被害者支援経験の豊かな臨床心理士を講師として招き、犯罪の被害に遭われた方への
二次的被害の防止についての実践的な講義を行った。また、支援者に生じる二次受傷（被害者が語る内
容や被害者が遭遇した外傷体験を聞くことで、支援する側が精神的に傷つくこと）の予防に関する知識
及び対策についての講義も行い、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。

その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう幅広く知識を習得す
るために、関係機関によって開催される各地の犯罪被害者支援員養成研修や講演会へ積極的に参加する
ことにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上を図るよう努めている。

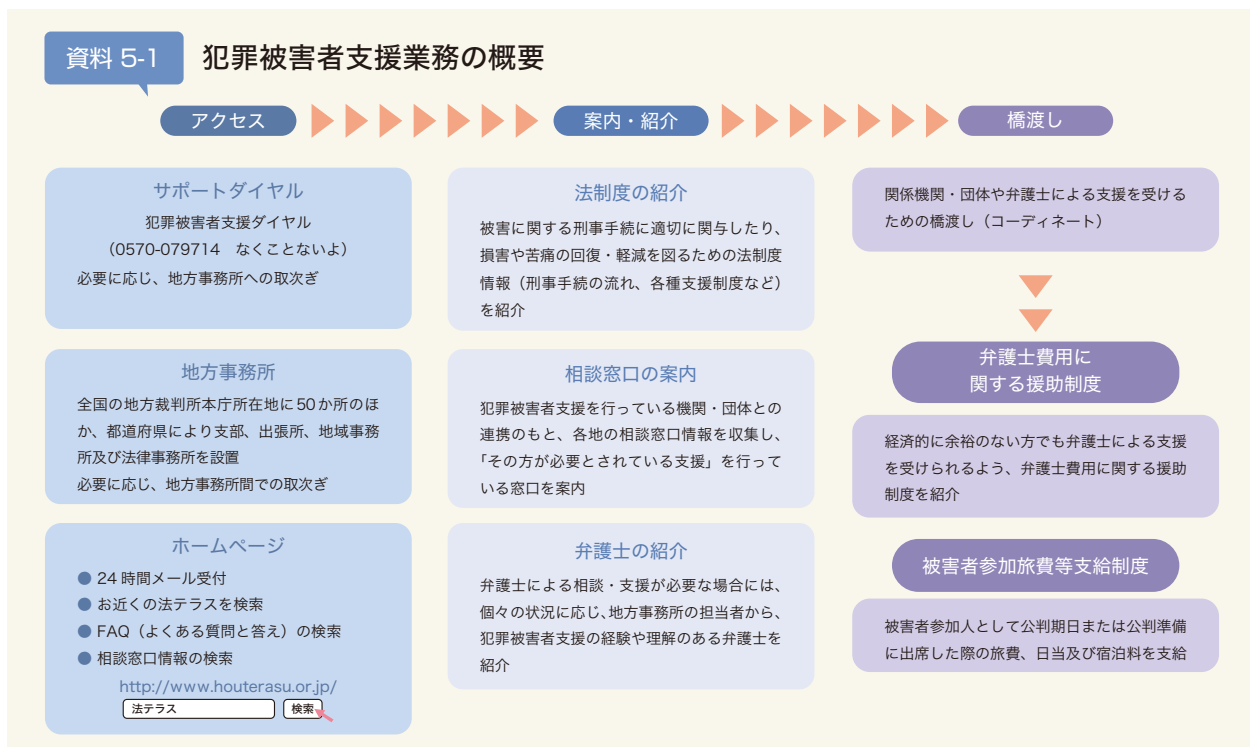
5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

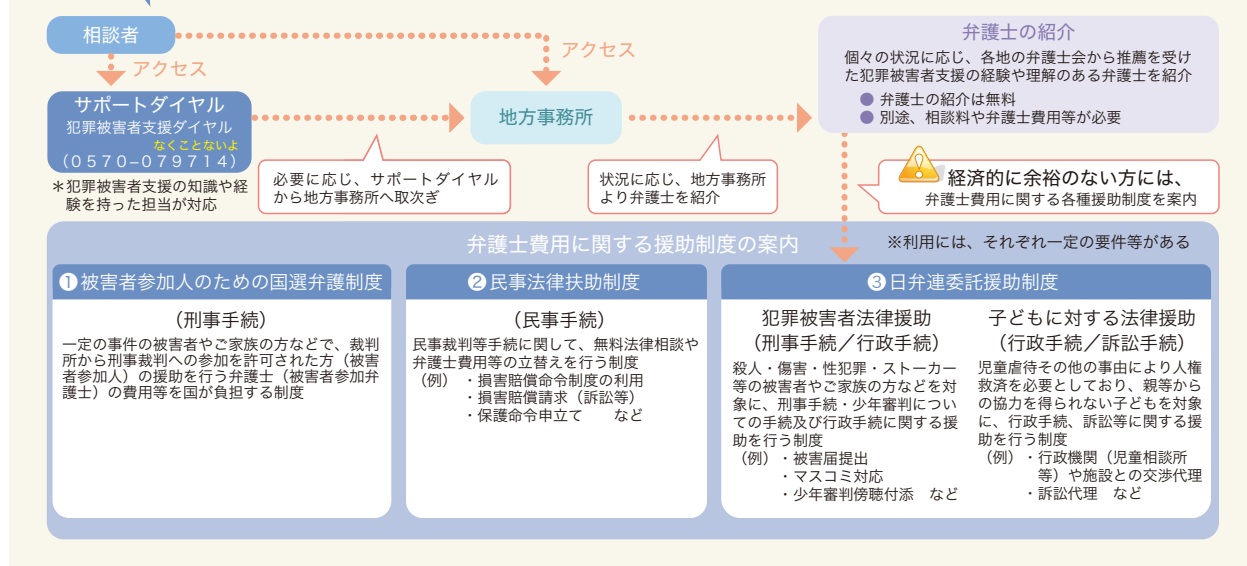
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (オ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の概要



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル(犯罪被害者支援ダイヤル)

ア 問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル0570-079714(なくことないよ)」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

年度ごとの問合せ件数は資料5-3のとおりである。業務開始から平成28年度末までの問合せ件数は累計109,783件となり、100,000件を突破した。

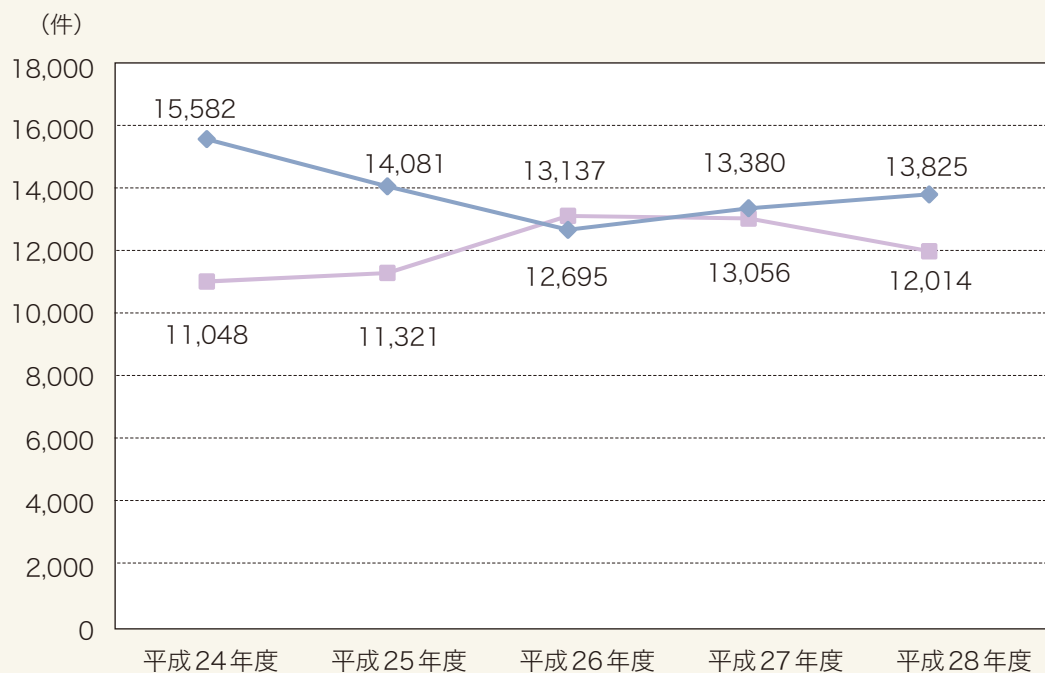
資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移

(件)

問合せ対応実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
犯罪被害者支援ダイヤル	11,048	11,321	13,137	13,056	12,014
地方事務所	15,582	14,081	12,695	13,380	13,825

【参考】 業務開始(平成18年10月)～平成28年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル	109,783
地方事務所	132,783



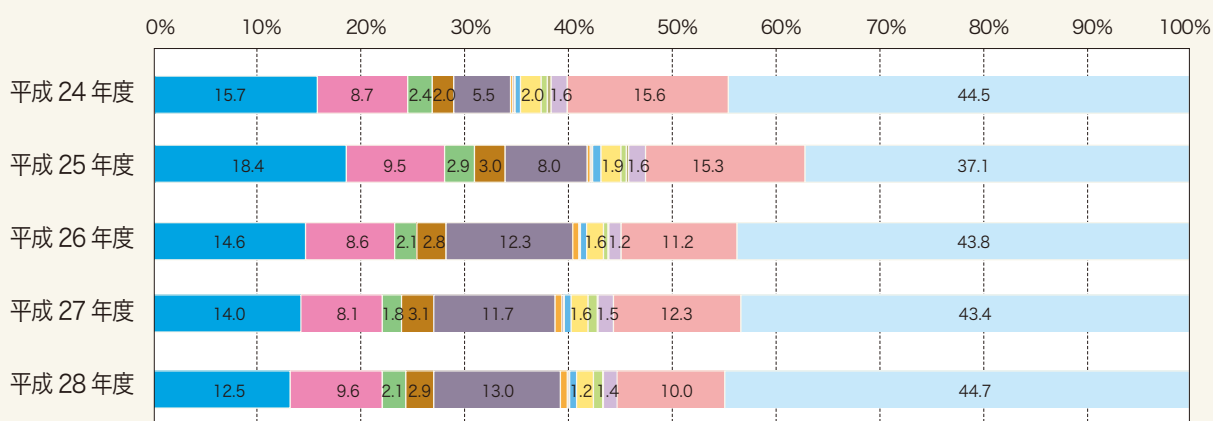
(注)「地方事務所」の件数は全地方事務所の合計値である。

—●— 地方事務所 —■— 犯罪被害者支援ダイヤル

イ 問合せ内容

平成28年度における問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。DV被害が初めて生命・身体犯被害の件数を超え、最も大きな割合を占めた。また、架空請求トラブルや高齢者を狙う詐欺など、その他被害の割合はほぼ例年通り4割以上であり、様々な被害に関する問合せに対応している。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せ内容の内訳の推移



生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
----------	-----	------	----	------	-------	-------	-----------------	--------------	--------------	--------	----------------------	-----------------------	-------------

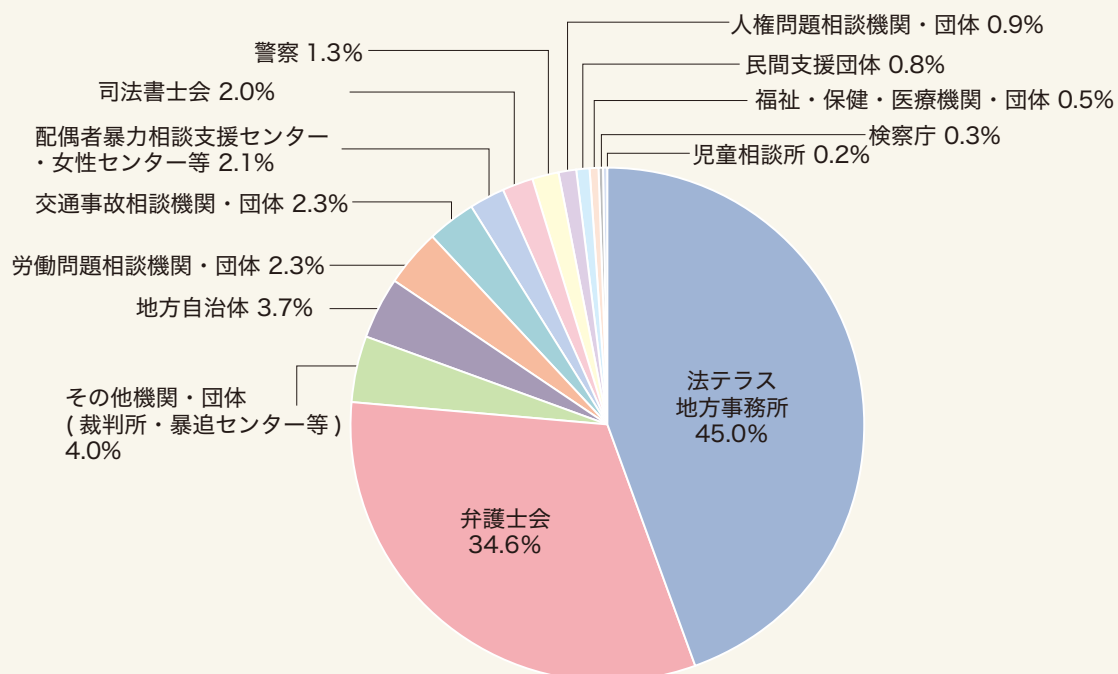
年度	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	0.4%	1.6%	15.6%	44.5%
平成25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	0.3%	1.6%	15.3%	37.1%
平成26年度	14.6%	8.6%	2.1%	2.8%	12.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.6%	1.6%	0.4%	0.1%	1.2%	11.2%	43.8%
平成27年度	14.0%	8.1%	1.8%	3.1%	11.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%	1.6%	0.9%	0.0%	1.5%	12.3%	43.4%
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%

ウ 紹介先

平成28年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が最も多く45.0%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が34.6%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。DV被害については、警察や配偶者暴力相談支援センターを案内するなど、各被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5

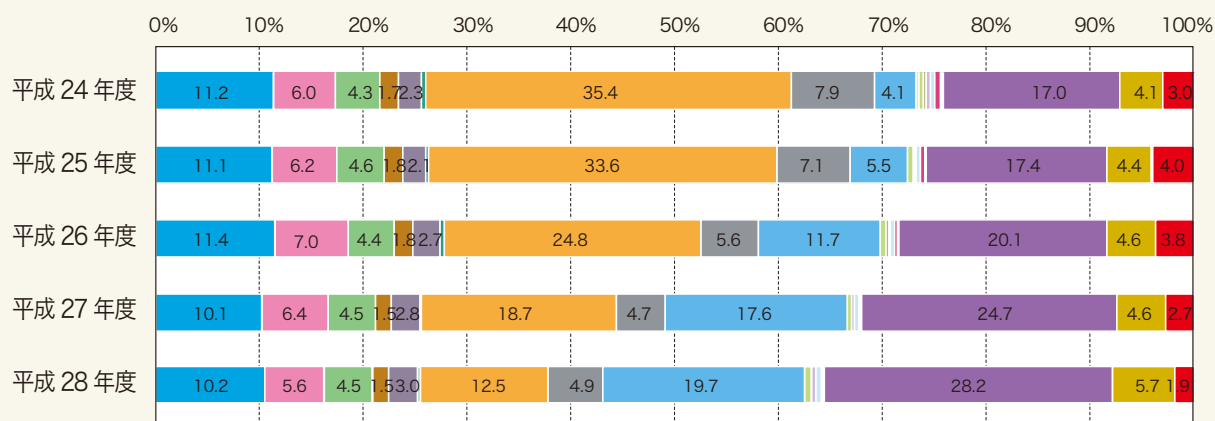
平成28年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先



エ 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体は、スマートフォン・携帯電話のホームページが19.7%を占め、業務開始以来初めてパソコンのホームページの割合を超えた。また、平成24年度以降、一貫して再利用の割合が増加しており、平成28年度は28.2%となった。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



■ 警察 ■ その他の関係機関 ■ 地方自治体 ■ 裁判所 ■ 弁護士（会）
 ■ 司法書士（会） ■ ホームページ（パソコン） ■ パンフレット・リーフレット ■ ホームページ（スマホ・携帯） ■ 新聞広告
 ■ チラシ ■ 広報誌 ■ ポスター ■ タウンページ ■ ラジオCM
 ■ 折込チラシ ■ TV（CM・報道） ■ 新聞記事 ■ ラジオ報道 ■ 再利用
 ■ 家族・友人・知人 ■ 104（番号案内） ■ その他

認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士（会）	司法書士（会）	ホームページ（パソコン）	パンフレット・リーフレット	ホームページ（スマホ・携帯）	新聞広告	チラシ	広報誌
平成24年度	11.2%	6.0%	4.3%	1.7%	2.3%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%
平成26年度	11.4%	7.0%	4.4%	1.8%	2.7%	0.3%	24.8%	5.6%	11.7%	0.0%	0.6%	0.2%
平成27年度	10.1%	6.4%	4.5%	1.5%	2.8%	0.2%	18.7%	4.7%	17.6%	0.0%	0.4%	0.1%
平成28年度	10.2%	5.6%	4.5%	1.5%	3.0%	0.3%	12.5%	4.9%	19.7%	0.1%	0.6%	0.2%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV（CM・報道）	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104（番号案内）	その他
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.0%	4.1%	0.1%	3.0%
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%
平成26年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	20.1%	4.6%	0.0%	3.8%
平成27年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	24.7%	4.6%	0.1%	2.7%
平成28年度	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	28.2%	5.7%	0.0%	1.9%

(3) 地方事務所

各地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

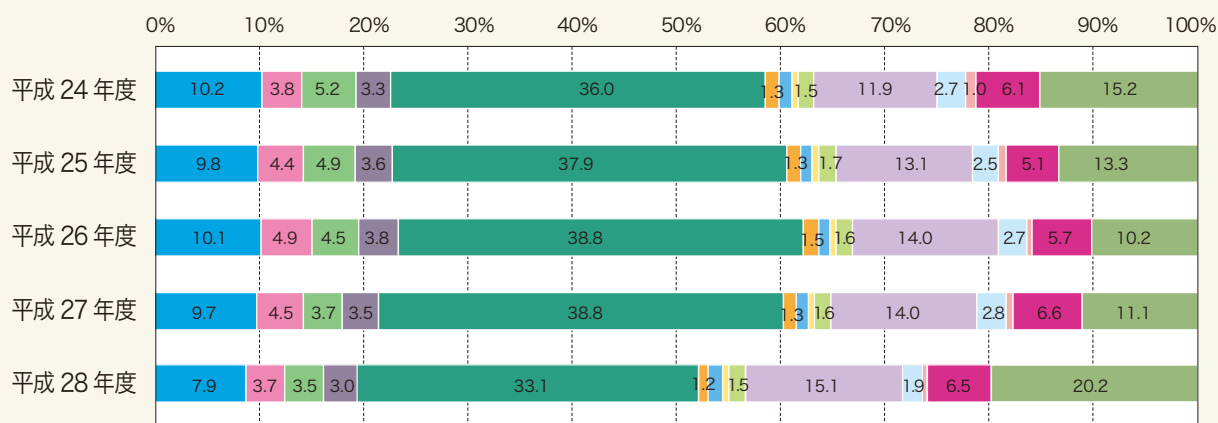
ア 問合せ件数

犯罪被害・刑事手続などに関する問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降の問合せ件数は累計132,783件となった。

イ 問合せ内容

平成28年度の問合せ内容内訳では、例年同様DVが最も多く、全体の33.1%を占めている。いじめ・嫌がらせ(職場)の割合は業務開始以来、減ることなく推移しており、15.1%となった。

資料5-7 地方事務所に対応した問合せ内容の内訳の推移



■ 生命・身体犯被害 ■ 性被害 ■ 交通犯罪 ■ ストーカー
 ■ DV ■ 児童虐待 ■ 高齢者虐待 ■ 障害者虐待
 ■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生) ■ いじめ・嫌がらせ(職場) ■ セクシャル・ハラスメント ■ 民事介入暴力
 ■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権) ■ その他

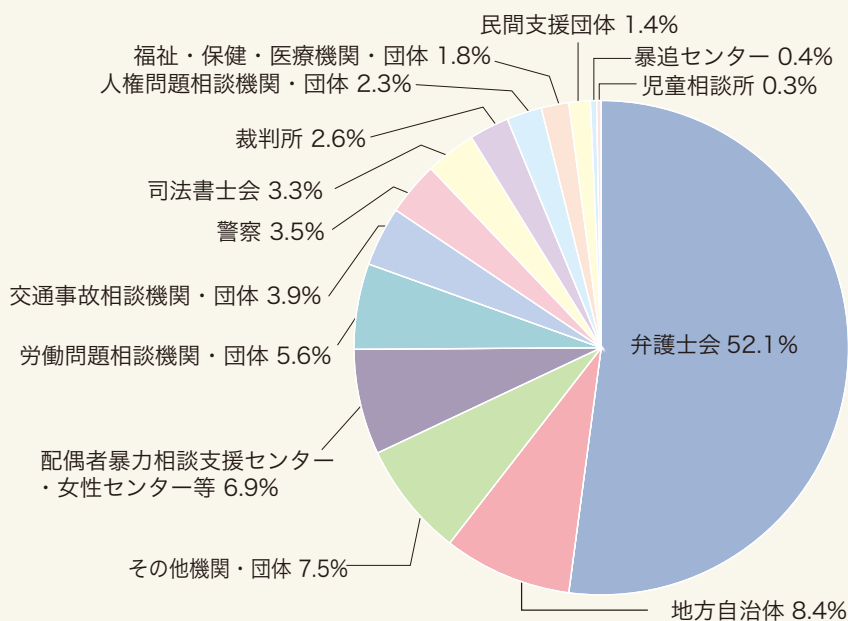
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%
平成25年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%
平成26年度	10.1%	4.9%	4.5%	3.8%	38.8%	1.5%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.7%	0.5%	5.7%	10.2%
平成27年度	9.7%	4.5%	3.7%	3.5%	38.8%	1.3%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.8%	0.7%	6.6%	11.1%
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%

ウ 紹介先

平成28年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先は、弁護士会が52.1%と最も多く、過半数を占めている。次いで地方公共団体が8.4%となっている。

資料5-8

平成28年度地方事務所で対応した問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

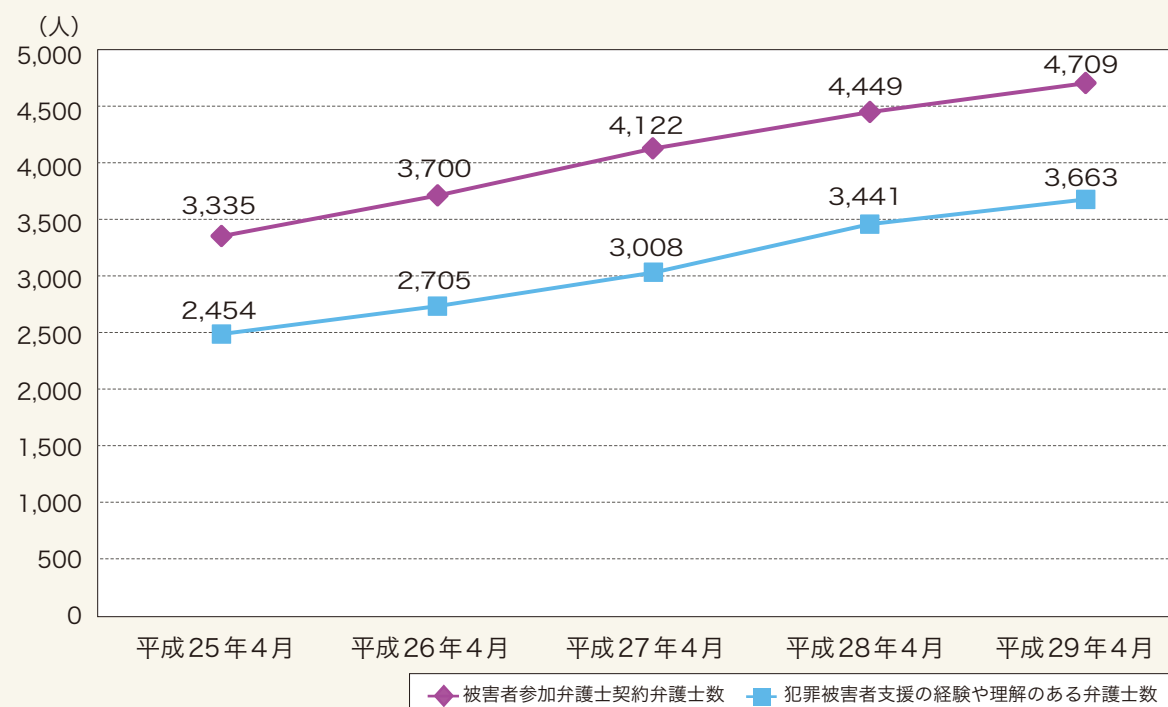
(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある精通弁護士数は、平成29年4月1日現在で3,663名となり、4年連続で前年度比200名以上増加している。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	
東 京	228	208	272	322	370	142
神奈川	148	145	156	201	204	56
埼 玉	35	36	37	38	41	6
千 葉	92	111	145	86	85	-7
茨 城	54	55	64	77	78	24
栃 木	42	51	99	62	62	20
群 馬	25	45	47	47	47	22
静 岡	77	76	93	103	103	26
山 梨	32	38	37	36	36	4
長野	75	75	75	152	152	77
新潟	55	56	63	72	72	17
大阪	96	102	53	152	219	123
京 都	107	108	102	150	164	57
兵庫	65	65	87	100	110	45
奈良	44	46	46	33	36	-8
滋 賀	18	19	19	22	22	4
和歌山	35	34	33	33	41	6
愛 知	107	115	134	139	143	36
三 重	31	30	30	57	57	26
岐 阜	39	39	41	40	42	3
福 井	35	36	38	43	42	7
石 川	40	40	43	44	46	6
富 山	11	16	17	22	22	11
広 島	19	28	37	41	42	23
山 口	16	30	29	29	42	26
岡 山	41	50	58	68	33	-8
鳥 取	21	24	23	23	23	2
島 根	20	23	28	28	27	7
福 岡	217	226	223	248	258	41
佐 賀	27	39	40	40	48	21
長 崎	34	40	46	58	59	25
大 分	51	53	60	61	65	14
熊 本	25	25	29	35	35	10
鹿児島	30	43	43	51	52	22
宮 崎	28	28	32	31	32	4
沖 縄	11	35	34	43	42	31
宮 城	31	65	71	77	75	44
福 島	25	24	30	37	42	17
山 形	31	29	47	54	54	23
岩 手	24	24	26	27	27	3
秋 田	38	38	39	39	40	2
青 森	21	24	29	26	45	24
札 幌	91	105	121	142	166	75
函 館	18	27	30	29	28	10
旭 川	16	14	13	13	14	-2
釧 路	19	22	23	23	33	14
香 川	31	41	43	53	51	20
徳 島	35	48	46	53	52	17
高 知	20	22	26	33	33	13
愛 媛	23	32	51	48	51	28
合 計	2,454	2,705	3,008	3,441	3,663	1,209

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

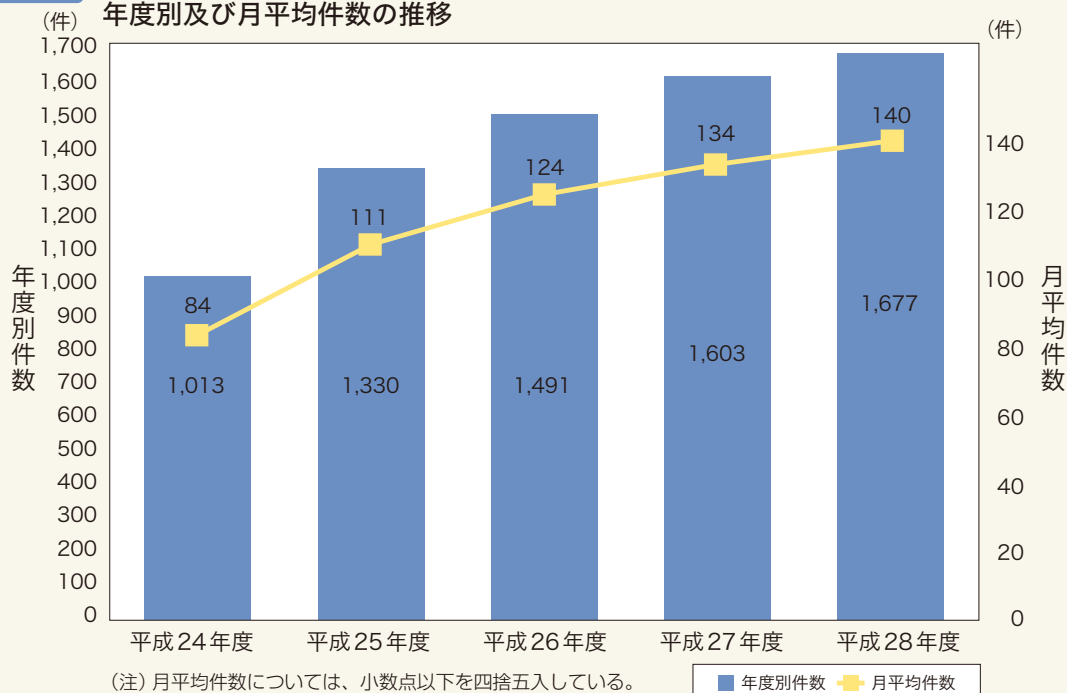


(注) 地方事務所別の契約弁護士数の推移については、後掲【資料 5-14】のとおりである。

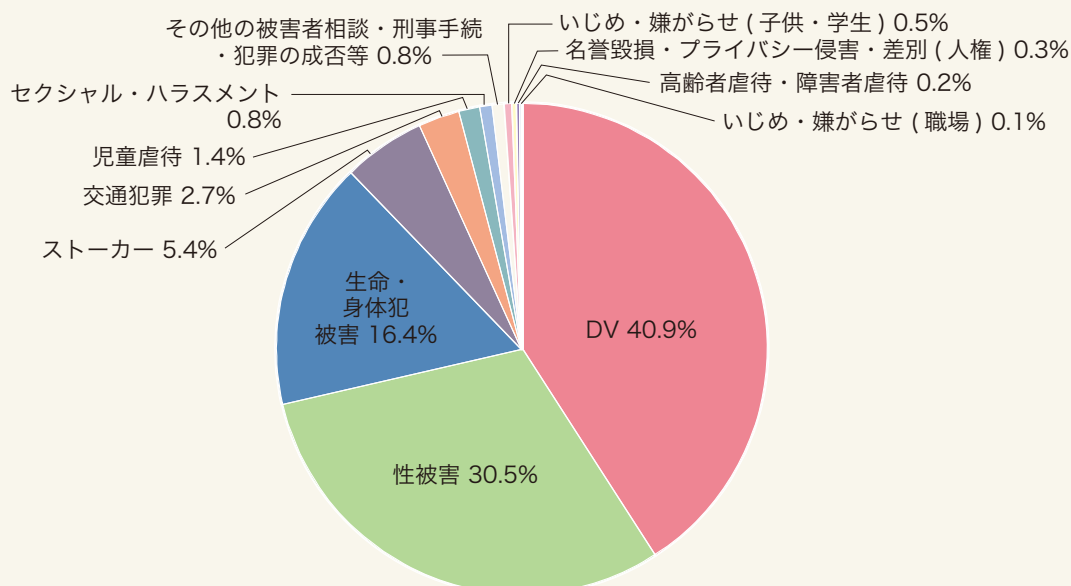
(イ) 弁護士紹介件数

平成28年度の弁護士紹介件数は1,677件となった。平成24年度に1,000件を超え、その後継続して増加しており、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかねばならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、DV、性被害、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の87.8%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の
年度別及び月平均件数の推移



資料5-12 平成28年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

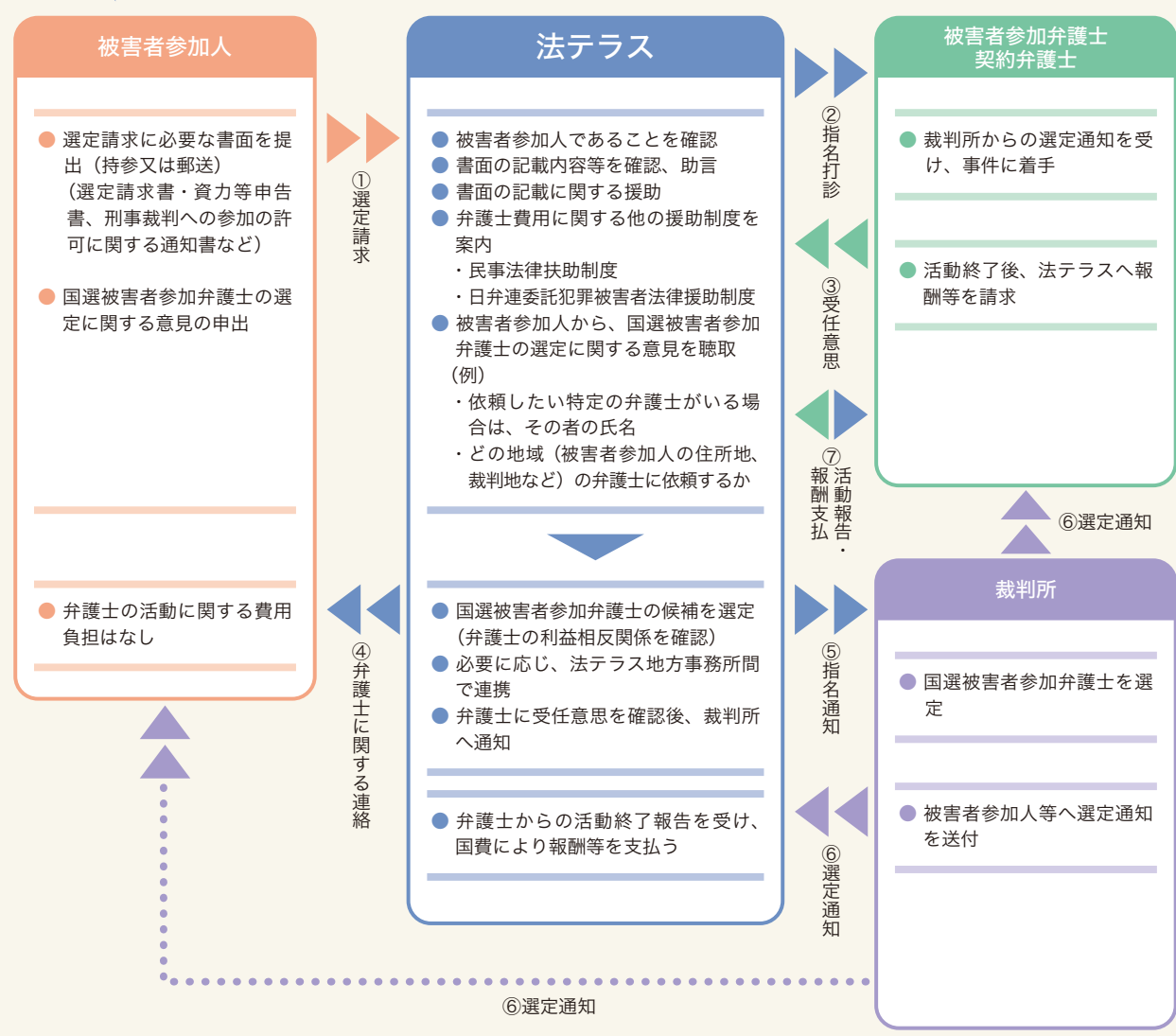
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強制性交等(平成28年度における罪名は強姦)などの罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等(被害者参加人)が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、平成29年4月1日現在で4,709名となった。前年度より260名、被害者参加制度が施行された平成20年度からは計3,162名の増加である。今後、刑事裁判への参加を許可される被害者等の増加も見込まれることから、被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	
東 京	363	399	451	494	552	189
神奈川	149	163	197	219	234	85
埼 玉	54	56	66	68	71	17
千 葉	161	179	226	238	240	79
茨 城	82	111	111	114	131	49
栃 木	64	68	92	80	74	10
群 馬	52	77	74	74	71	19
静 岡	44	48	77	101	91	47
山 梨	34	34	38	39	40	6
長 野	92	119	127	135	117	25
新 潟	83	83	83	107	113	30
大 阪	134	137	150	168	199	65
京 都	122	141	137	165	178	56
兵 庫	82	84	103	113	127	45
奈 良	37	42	42	31	34	-3
滋 賀	30	30	32	36	37	7
和歌山	34	33	33	33	41	7
愛 知	117	122	140	144	152	35
三 重	44	50	50	57	59	15
岐 阜	32	31	33	33	35	3
福 井	37	42	47	48	49	12
石 川	39	50	54	53	52	13
富 山	19	20	21	27	27	8
広 島	91	112	129	138	145	54
山 口	66	65	82	89	95	29

(人)

(人)

イ 選定請求状況

平成28年度は511件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から平成29年3月までに受け付けた選定請求は計2,914件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強姦・強制わいせつ等は毎年度増加を続け、平成28年度は全体の48.7%を占めている。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
殺人(殺人未遂)	293	(13.5%)	67	47	56	66	57
傷害	300	(13.8%)	42	53	61	79	65
傷害致死	113	(5.2%)	22	15	29	22	25
強姦・強制わいせつ等	968	(44.7%)	109	175	207	228	249
危険運転致死傷	62	(2.9%)	5	14	12	17	14
業務上過失致死傷	14	(0.6%)	0	1	5	5	3
重過失致死傷	2	(0.1%)	0	0	0	0	2
過失運転致死傷等	255	(11.8%)	39	47	37	66	66
逮捕・監禁等	38	(1.8%)	4	6	9	9	10
略取・誘拐等	9	(0.4%)	1	2	1	3	2
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	106	(4.9%)	13	20	30	26	17
その他刑法犯	7	(0.3%)	0	3	3	0	1
特別法犯	1	(0.0%)	0	0	1	0	0
合計	2,168	100.0%	302	383	451	521	511

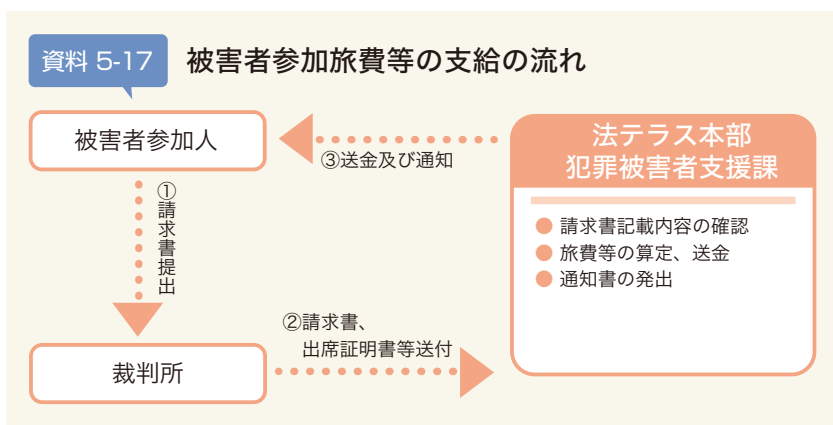
資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	合計 (A)	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	合計 (B)	
殺人(殺人未遂)	115	112	101	157	130	615	66	67	55	74	80	342	55.6%
傷害	71	121	106	128	136	562	29	57	51	70	67	274	48.8%
傷害致死	80	90	41	68	92	371	33	41	27	34	48	183	49.3%
強姦・強制わいせつ等	140	188	254	270	290	1,142	90	140	177	179	213	799	70.0%
危険運転致死傷	19	50	34	17	5	125	4	13	9	6	0	32	25.6%
業務上過失致死傷	66	175	45	56	26	368	0	0	4	1	8	13	3.5%
重過失致死傷	3	3	6	2	4	18	0	0	0	0	1	1	5.6%
自動車運転過失致死傷	381	433	467	168	29	1,478	50	60	66	20	5	201	13.6%
逮捕・監禁等	3	10	5	4	6	28	0	3	0	4	3	10	35.7%
略取・誘拐等	7	2	9	16	2	36	4	2	1	14	2	23	63.9%
強盗致死傷・強盗強姦等	55	57	74	62	54	302	32	18	51	44	30	175	57.9%
その他刑法犯	17	7	12	28	18	82	9	3	8	18	10	48	58.5%
道路交通法違反	40	48	43	34	44	209	6	5	9	8	11	39	18.7%
自動車運転致死傷処罰法違反	-	-	26	357	557	940	-	-	2	60	98	160	17.0%
その他特別法犯	3	2	4	10	3	22	1	1	2	1	2	7	31.8%
合計	1,000	1,298	1,227	1,377	1,396	6,298	324	410	462	533	578	2,307	36.6%

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

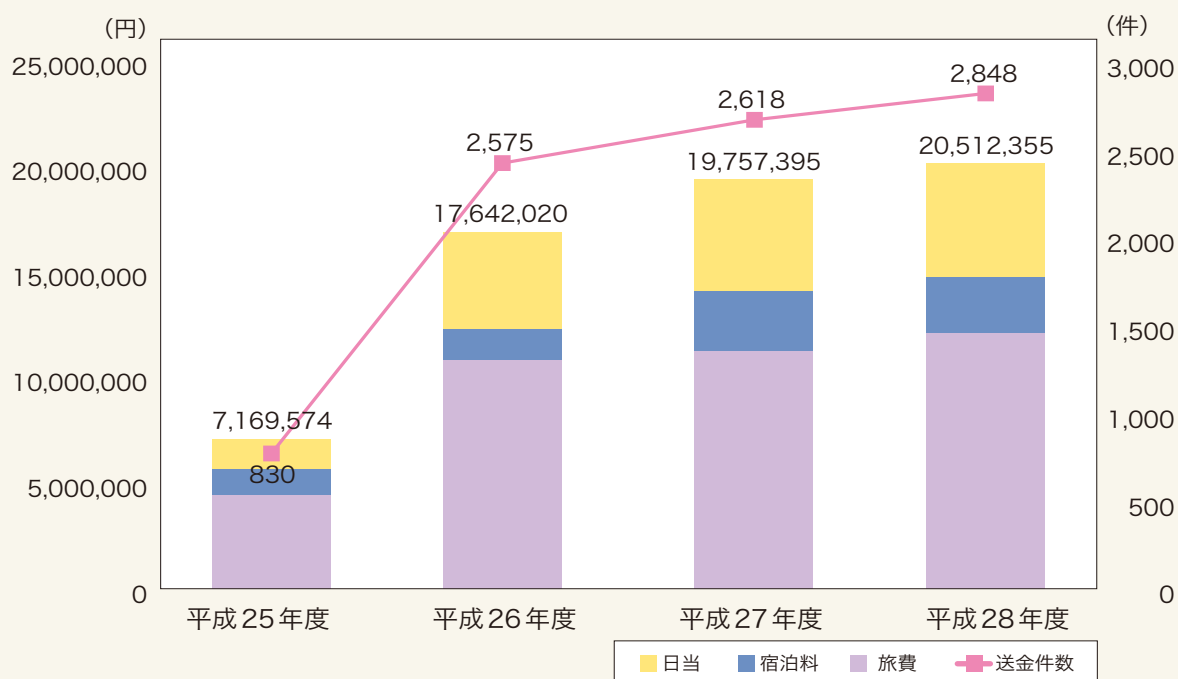
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

平成28年度は被害者参加人から2,912件の請求を受け、計2051万2355円の旅費等を送金した。制度が施行された平成25年度から、旅費等の送金件数は毎年度増加している。今後も裁判所等との連携のもと、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-18 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成 25 年度	939	830	7,169,574	813	4,469,274	803	1,640,700	63	1,059,600
平成 26 年度	2,578	2,575	17,642,020	2,529	11,440,220	2,506	4,707,200	91	1,494,600
平成 27 年度	2,594	2,618	19,757,395	2,526	12,098,595	2,531	4,989,100	121	2,669,700
平成 28 年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
計	9,023	8,871	65,081,344	8,639	40,924,544	8,598	16,677,200	401	7,479,600

(注) 被害者参加旅費等支給制度は平成25年12月より導入された。